

第205期 定時株主総会招集ご通知

日 時

平成27年6月26日（金曜日）

午前10時

場 所

和歌山市七番丁26-1

ダイワロイネットホテル和歌山
4階「グラン」

当日ご出席いただけない場合は、



議決権行使書用紙

または



インターネット

により議決権を行使することができます。
詳しくは42頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご覧ください。

【目次】

第205期定時株主総会招集ご通知…………… 1

添付書類

第205期事業報告…………… 3

第205期計算書類……………22

第205期連結計算書類……………26

監査報告書……………29

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件……………33

第2号議案 取締役10名選任の件……………34

第3号議案 監査役1名選任の件……………38

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件…39

第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・
オプションに関する報酬等の具体的な
内容決定の件…………… 40

インターネットによる議決権行使のお手続きについて…42

株式会社 紀陽銀行

証券コード：8370

株主の皆様へ

和歌山市本町1丁目35番地
株式会社 **紀陽銀行**
取締役頭取 片 山 博 臣

第205期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第205期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使】

後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（42頁から43頁まで）をご参照のうえ、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotet.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

【重複行使の取り扱い】

- (1) 議決権行使書用紙とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

敬具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 和歌山市七番丁26-1
ダイワロイネットホテル和歌山
4階 「グラン」

3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項** 1. 第205期〔平成26年4月1日から平成27年3月31日まで〕事業報告および計算書類の内容報告の件
2. 第205期〔平成26年4月1日から平成27年3月31日まで〕連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主でない代理人および同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意願います。また、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証する書面をご提出ください。
- 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.kiyobank.co.jp/investors/ir/meeting/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ①計算書類の個別注記表
②連結計算書類の連結注記表
- 事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.kiyobank.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当行グループは、銀行業務を中心に、電子計算機関連業務、事務代行業務、信用保証業務、クレジットカード業務、リース業務等金融サービスにかかる事業を行っております。これらグループ企業の総力を結集することで、お客さまの様々なニーズにお応えできる質の高い金融サービスを提供することにより、地域の発展に貢献するとともに、経営基盤の強化に努めております。

国内経済

当期のわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減の長期化や、夏の天候不順などの影響により、景気指標の一部に弱さがみられましたが、先進国を中心とした海外経済の回復により輸出や生産が持ち直し、公共投資も高水準で推移しました。また、円安基調が定着するなか、原油価格の下落や株高の進行などを受けて、企業収益改善による設備投資が緩やかに増加するとともに、雇用や所得環境の着実な改善を背景に、景気は緩やかな回復基調を続けました。

地域経済

和歌山県経済は、年度前半は消費税率引き上げや天候不順などの影響が重なり、個人消費や住宅着工などに弱い動きがみられましたが、企業景況感については、夏場以降小幅改善が続きました。秋口以降は、一部に景気回復に向けた動きがみられましたが、個人消費が足踏み状況となるなか、企業部門では円安による仕入価格の上昇や水道・光熱費の高騰、および人件費上昇などの影響を受け、生産活動に停滞感がみられるようになるなど景気は一進一退の状況が続きました。

このような状況下、和歌山県では、世界遺産登録10周年を迎えた「紀伊山地の霊場と参詣道」を中心に、ＪＲグループ6社とタイアップした和歌山ディスティネーションキャンペーンが展開され、県内各地で記念イベント開催などによる集客がみられました。また、高野山開創1200年記念大法会および本年9月より開催の「紀の国わかやま国体・大会」などに向けて、近畿自動車道紀勢線や京奈和自動車道などの道路交通インフラや会場施設などの整備が急ピッチで進められました。

また、大阪府経済については、和歌山県経済同様、年度前半は個人消費や住宅着工などに弱い動きがみられましたが、年度後半にかけては、消費税率引き上げによる影響が徐々に和らぐとともに、訪日外国人の急増等による宿泊施設稼働率の上昇や個人消費の増加など、景況感の改善が進むなか、公共投資や企業部門、雇用を中心に持ち直しの動きがみられ、景気は緩やかな回復基調を続けました。

このような状況下、大阪府では、関西国際空港にて格安航空会社を中心に新規就航や路線拡大などが相次ぎ、また、国際線外国人旅客数が過去最高を記録するとともに、大阪市を中

心に複数の高層ビルや宿泊施設建設等の計画・着工が進み、大型テーマパークの新アトラクションのオープンが注目を集めるなど、府内各地で商業施設等の開発計画や開業がみられました。

金融情勢

金融面では、長期金利については、10月に日本銀行が「量的・質的金融緩和」を拡大するなど日本銀行の国債買入等による好需給等を背景に、一時0.2%程度まで低下しましたが、その後やや上昇し、3月末は0.4%程度となりました。

株式市場は、金融緩和の拡大や円安の進行、堅調な企業業績等から大幅に上昇し、3月末の日経平均株価は19,000円台となりました。

為替市場は、膠着した展開が継続した後、日米の金融政策の方向性の違いが意識されたこと等を背景に円安が加速し、3月末は1ドル120円程度となりました。

当行グループの業況

このような金融経済環境下、当行グループは、お客さまから選ばれ続ける銀行を目指す方針のもと、お客さまの利便性向上に努めるとともに、より充実した金融商品、金融サービスの提供に注力し、業績の向上と経営体質の強化に取り組んでまいりました。

これらの取り組みの結果、第205期の決算は次のとおりとなりました。

<決算概要>

貸出金や預金等の残高は順調に増加いたしました。また、損益につきましては、与信関連費用が引き続き低水準となるなか、有価証券関係損益が当初見込みを上回ったこともあり、当初計画を上回る利益を計上することができました。

しかしながら、本業の収益の中心である資金利益につきましては、市場金利低下の影響などから貸出金利回りの低下が続いており、貸出金利息が減少するなど、本業の収益環境は依然厳しい状況が続いております。

以上により、連結経常収益は742億75百万円、連結経常費用は590億20百万円、連結経常利益は152億55百万円となりました。

株主の皆さまへの取り組みにつきましては、当期の配当金について、より一層の利益還元策として、普通株式1株につき配当を5円増額し、普通株式1株当たり35円をお支払いする予定であります。

また、当期においては、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行および株主の皆さまへの利益還元を目的に、約10億円の自己株式取得に取り組みました。今後も利益水準の維持・向上を図りつつ、株主の皆さまへの還元充実策について、より柔軟な対応を検討してまいります。

<主要勘定の状況>

当期末の主要勘定の状況は、以下のとおりとなりました。

貸出金は、期中602億円増加し、2兆6,603億円となりました。

預金は、個人預金や法人預金を中心に安定的な資金調達を推し進めましたことから、期中1,444億円増加し、3兆7,269億円となりました。

有価証券は、期中1,558億円増加し、1兆2,827億円となりました。

また、連結自己資本比率（国内基準）は、10.62%となりました。

<店舗および店舗外ATM>

当行はお客さまの利便性の更なる向上と営業基盤の強化のため、店舗体制の構築に継続的に取り組んでおります。

当期におきましては、昨年10月に大阪府下で38か店目となる「富田林支店」をランチ・イン・ランチ（ひとつの店舗で2つの支店が営業する）方式にて河内長野支店の2階に開設いたしました。

また、昨年10月に「岩出支店」を新築移転し、休日もご利用いただける全自動貸金庫を設置するなど機能を一層拡充いたしました。さらに本年1月にお客さまの利便性向上のため「国道道路支店」を移転いたしました。そして本年2月に「富田林支店」を新築移転し、店舗内に「紀陽富田林住宅ローンセンター」を開設いたしました。

上記の取り組みにより、当期末現在109か店（和歌山県68か店、大阪府38か店、奈良県2か店、東京都1か店）となりました。

一方、店舗外現金自動設備におきましては、昨年7月に「東貝塚支店イオン貝塚店出張所」「田辺支店グルメシティ新庄店出張所」、9月に「紀三井寺支店セントラルシティ和歌山出張所」、10月に「和泉中央支店ららぽーと和泉出張所」を設置し、当期末現在の当行の店舗外現金自動設備の設置場所は164か所となりました。そして、本年1月にはファミリーマート等に設置されている店舗外現金自動設備「イーネット（店舗外現金自動設備13,204か所）」との提携を開始することでお客さまの利便性の更なる向上を図りました。

また、当行の店舗内および店舗外現金自動設備について、昨年12月より営業時間の延長を順次実施しており、一部を除き、営業時間を原則「平日・休日に関わらず7時から21時まで」に変更しております。

<商品・サービス>

当行は顧客満足の向上のため、お客さまのニーズにお応えする新商品・新サービスの提供に積極的に取り組んでおります。

個人部門での取り組みとしては、昨年4月に当行を給与振込口座にご指定いただいているお客さまに対して毎日の暮らしや余暇に役立つ多彩なサービスをメンバー限定の会員優待料金で利用できるサービス「紀陽エンジョイ倶楽部 Club Off」の提供を開始いたしました。また、昨年10月には従来取扱いのあった学資ローンをお客さまによりお使いいただきやすい金利体系に見直した「紀陽教育カードローン」の取扱いを始めました。そして、お客さまへのタイムリーな情報提供とニーズに即応した提案等を行う体制を構築するため、昨年8月にタブレット端末を利用した営業活動を開始し、昨年11月にはスマートフォン用コミュニケーションアプリ「LINE@」により当行の各種キャンペーン、機能サービス等のほか、お金にまつわる内容や地元の行事等も織り交ぜた情報の発信を開始いたしました。さらに本年3月には、当行から交付している各種投信情報（運用報告書や分配金のご案内など）について、郵送に変えてインターネット上で電磁的方法によりご確認していただけるサービ

ス「Web明細サービス」を開始しております。

法人部門での取り組みとしては、近年増加しつつある海外向けファイナンスに対するお客さまのニーズにお応えするため、昨年10月に国際協力銀行との連携融資の取扱いや国内親会社向け貸出の新商品「海外事業展開ローン」の取扱いを開始いたしました。また、当行の営業エリアである和歌山県・大阪府においては、南海トラフ地震発生に伴う建物の倒壊や津波による甚大な被害が想定されており、お取引先の災害への備えに対し資金面からサポートするため、昨年10月に「南海トラフ地震対策ローン」の取扱いを開始いたしました。さらに、昨年12月には、景気停滞の状況下において設備投資を抑制してきた事業者に対して、昨今の景気回復の影響による設備投資資金のニーズにお応えするため、環境省が行う環境配慮型融資促進利子補給金交付事業を利用した「環境配慮型融資」の取扱いを開始いたしました。このほかにも、保証協会保証付貸出のラインナップとして、昨年11月より提携商品および一般保証制度を利用した貸出について「市場金利連動型」を追加しております。

当行では、地域のお客さまとのリレーションシップを強化し、地域金融の一層の円滑化に資するとともに、産（地域企業等）・学（大学等）・官（地公体等）とも連携し、地域経済の発展に取り組んでおります。

具体的な取り組みとしては、和歌山県や堺商工会議所等との連携事業の一つである中小企業経営者のための「事業承継セミナー」を平成20年より年2回（和歌山市、堺市で各1回）の頻度で開催しております。内容としては、直近の税制改正等を織り込むなど有用な情報の提供を行うよう努めております。本年2月には、就職活動を控える学生に対して「業界の理解」や「地域を支える身近な企業の理解」を目的に大阪労働協会等と連携した「就活ソニック」（業界研究会）を開催しております。また、医療分野においては、和歌山県立医科大学と連携し、看護師等が日ごろ直面している課題ニーズについて当行のお取引先と意見交換を行う場として「わかやま医工連携セミナー」を開催、大阪市との連携では、医療・介護現場の課題を現役医師とともに解決していく情報交換の場として「医療介護ビジネス創造研究会」（メディサロン）を開催しております。

<社会貢献活動などのCSRの取り組み>

当行グループは、環境問題への取り組みおよび社会貢献活動への取り組みを行動憲章に掲げており、芸術文化、スポーツ振興支援、地域行事への参加など地域・社会貢献活動に取り組んでおります。

具体的には、環境問題への取り組みとして、和歌山県が誇る世界遺産熊野古道参詣道の傷みを修復し、その価値を次代へ伝えていくための役職員参加によるボランティア活動の実施や、和歌山県が森林の環境保全を目的として実施している「企業の森」事業に参画しております。また、公益社団法人「小さな親切」運動本部に加入し、毎年、同会の活動の一環として、各営業店エリアにおける清掃活動や地元の催し物へのボランティア参加、献血への協力などの活動を展開しております。

社会貢献活動への取り組みとしては、和歌山県が実施している「産業人材育成支援事業」の一環として、和歌山大学や和歌山工業高等専門学校などにおける当行役職員による講義の実施や、当行女子バスケットボール部「紀陽ハートビーツ」による地元小中学生を対象とし

たバスケットボールクリニック（ジュニアへの指導）の開催などに取り組んでおります。さらに、平成7年に設立した一般財団法人紀陽文化財団の事業を通じて、クラシックコンサートの開催や、和歌山県立近代美術館・博物館で開催される展覧会に地域の皆さまをご招待しております。

このほかにも、環境に関連した商品の取扱いや各種大会への協賛および地域行事への参加など地域活性化に向けた活動に積極的に取り組んでおります。

対処すべき課題

当行グループでは、本年4月より平成30年3月までの3カ年を計画期間とした「第4次中期経営計画」への取り組みを開始いたしました。

本計画は、本年5月2日に創立120周年を迎えるにあたって新たに制定したブランドスローガン『銀行をこえる銀行へ』を目指す銀行像と定め、平成36年3月期までの長期的な展望に視座を据えた最初の中期計画として位置づけております。本計画において、主要戦略として以下の4点を掲げております。

①永続的に地域を支えるための経営効率向上

規模のメリットによる経営効率向上を実現すべく、「預金4兆円」の早期達成に向け基盤拡充に取り組めます。店舗チャンネルと営業体制を抜本的に見直すとともに、計画的かつ積極的に新規店舗・チャンネル投資を進めてまいります。

並行して本部組織の営業店支援機能強化にも取り組み、多様かつ高度な総合金融サービスをさらにスピーディにお客さまに提供し、リレバン推進体制を強化してまいります。また、ポジティブアクション推進や積極的な女性登用による戦力強化も図ってまいります。

②規模を利益につなげる営業推進強化

スピード感ある「リレバン型営業」を従来以上に徹底し、地域貢献を通じて貸出先数の増加と貸出残高・収益の増強を図ってまいります。大阪府内については取引先数増加による個人営業基盤強化と併せて、預かり資産営業体制の強化を進めてまいります。

お客さまに選んで頂ける銀行であり続けるために、競争力の高い中核人材の育成に取り組み、「預金4兆円」の早期達成と併せて市場運用部門を収益の柱の一つとし、運用対象・手法の多様化を進めながら運用力強化を図ってまいります。

③市場における企業評価・ブランド力の向上

大阪府内での営業プロモーションを強化し、和歌山県内と同等の認知・信頼を得るべく取り組みを重ね、人材採用面においても大阪府内学生層への一層の浸透を図り、和歌山・大阪両府県での人材強化を図ってまいります。

また株価向上と格付向上の両面を意識し、内部留保とのバランスのとれた株主還元充実策について検討を進めるなど、企業価値の更なる向上を図ってまいります。

④経営管理態勢の更なる強化

地域とお客さまの更なる信頼に応えるべくコンプライアンスの徹底を図り、大規模災害対策を含めたBCPの高度化を進め、当行の資本水準、リスク特性等を踏まえた統合的リスク管理を実践することなどにより、前述の3つの主要戦略を支え、健全な成長を維持すべく、経営管理態勢の更なる強化を図ってまいります。

当行グループは、上記に掲げる経営戦略の実践を通じて、経営基盤の強化に努めてまいります。

また、これまでに構築した営業体制や経営基盤の更なる強化を図るとともに、これらを活用し、お客さまに役立つ金融サービスや情報を積極的に提供し、コンサルティング機能の強化に努め、お客さまの良き相談相手となれるよう、より一層努力してまいります。

当行グループの存立基盤は地域社会であります。「良識ある企業市民」として、社会的責任と公共的使命を十分に認識し、健全な事業活動ならびに社会貢献活動を通じて、地域社会からの揺るぎない信頼の確保に引き続き努めてまいります。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	815	849	763	742
連結経常利益	161	288	148	152
連結当期純利益	92	199	104	112
連結包括利益	215	295	94	358
連結純資産額	1,682	1,777	1,829	2,152
連結総資産	38,470	39,213	40,585	42,778

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行は、平成25年10月1日に株式会社紀陽ホールディングスを吸収合併しており、平成23年度及び平成24年度は合併前の計数を記載しております。

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預 金	34,470	35,400	35,896	37,324
定期性預金	18,410	18,297	18,232	18,974
その他	16,059	17,103	17,664	18,349
社 債	130	100	200	200
貸 出 金	25,462	25,828	26,079	26,681
個人向け	8,122	8,045	8,061	7,978
中小企業向け	11,474	11,455	11,254	11,195
その他	5,865	6,327	6,763	7,506
商品有価証券	20	14	5	5
有 価 証 券	10,709	9,864	11,295	12,851
国 債	4,528	3,933	4,634	5,202
地 方 債	1,949	1,531	1,512	1,477
その他	4,232	4,399	5,148	6,171
総 資 産	38,469	39,203	40,503	42,613
内 国 為 替 取 扱 高	267,714	279,848	293,442	293,294
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 1,155	百万ドル 1,227	百万ドル 1,198	百万ドル 1,301
経 常 利 益	百万円 15,036	百万円 27,751	百万円 15,796	百万円 15,578
当 期 純 利 益	百万円 8,658	百万円 19,293	百万円 12,094	百万円 12,317
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 11 94	円 銭 281 90	円 銭 173 24	円 銭 171 09

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成24年度の1株当たり当期純利益については、当行は、平成25年10月1日に株式会社紀陽ホールディングスを吸収合併しており、株式会社紀陽ホールディングス普通株式10株につき当行普通株式1株の割当てを行ったため、平成24年度の期首に当該割当てが行われたと仮定して算出し、遡及処理後の数値を記載しております。
- また、平成25年度の1株当たり当期純利益についても、平成25年度の期首に当該割当てが行われたと仮定して算出してしております。

(3) 企業集団及び当行の使用人の状況

イ. 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀 行 業	そ の 他	銀 行 業	そ の 他
使 用 人 数	2,261人	388人	2,242人	463人

(注) 使用人数は、就業者数で記載しており、執行役員、嘱託及び臨時雇員を含んでおりません。

ロ. 当行の使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,261人	2,242人
平 均 年 齢	38年03月	37年07月
平 均 勤 続 年 数	15年04月	14年09月
平 均 給 与 月 額	352千円	352千円

- (注) 1. 使用人数は、執行役員、嘱託及び臨時雇員並びに出向者を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額、は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

① 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
和 歌 山 県	6 8 店 (うち出張所 7)	6 8 店 (うち出張所 7)
大 阪 府	3 8 (ー)	3 7 (ー)
奈 良 県	2 (ー)	2 (ー)
東 京 都	1 (ー)	1 (ー)
合 計	1 0 9 (7)	1 0 8 (7)

- (注) 1. 和歌山県の営業所数の中にはインターネット上の仮想店舗であるインターネット支店が含まれます。
 2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を164か所（前年度末164か所）、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による共同の店舗外現金自動設備を10,778か所（うち当行管理分123か所）[前年度末10,149か所（うち当行管理分113か所）]それぞれ設置しております。株式会社セブン銀行（店舗外現金自動設備21,056か所）[前年度末17,957か所]とも提携しているほか、株式会社イオン銀行（店舗外現金自動設備4,881か所）[前年度末4,286か所]、株式会社ステーションネットワーク関西（店舗外現金自動設備101か所）[前年度末99か所]との提携をしております。また、株式会社イーネット（店舗外現金自動設備13,204か所）との提携を平成27年1月28日より開始しております。
 3. このほか、両替業務を主とする関西国際空港出張所（泉佐野市）、商品・サービスの案内を主とする紀陽銀行 i プラザイズミヤ和歌山店出張所（和歌山市）、資産運用相談を主とする紀陽お城の前の相談室（和歌山市）、中小企業・個人事業主の方々の事業融資にお応えする専用窓口としての紀陽ビジネスサポートセンター（和歌山市）、住宅関連融資の相談受付を主とする紀陽住宅ローンセンター（和歌山市）、紀陽東岸和田住宅ローンセンター（岸和田市）、紀陽和泉中央住宅ローンセンター（和泉市）、紀陽堺住宅ローンセンター（堺市堺区）、紀陽堂島住宅ローンセンター（大阪市北区）、紀陽大阪中央住宅ローンセンター（大阪市中央区）、紀陽大和高田住宅ローンセンター（大和高田市）、紀陽八戸ノ里住宅ローンセンター（東大阪市）、紀陽富田林住宅ローンセンター（富田林市）を設置しております。

② 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
富田林支店	大阪府河内長野市野作町 3 番53号 紀陽銀行 河内長野支店 2 階 (移転後：大阪府富田林市甲田一丁目 3 番13号)

- (注) 1. 上記の他、紀陽富田林住宅ローンセンターを富田林支店内に開設いたしました。
2. 当年度において紀陽藤井寺住宅ローンセンターと紀陽狭山住宅ローンセンターを紀陽富田林住宅ローンセンターに統合いたしました。
3. 当年度において「岩出支店」「国体道路支店」「富田林支店」を移転いたしました。
4. 当年度において店舗外現金自動設備を東貝塚支店イオン貝塚店出張所、田辺支店グルメシティ新庄店出張所、紀三井寺支店セントラルシティ和歌山出張所、岩出支店岩出駅前通出張所、和泉中央支店ららぽーと和泉出張所の 5 か所に設置いたしました。
5. 当年度において店舗外現金自動設備のうち、尾崎支店鳥取の荘出張所、大阪中央支店高島屋大阪店出張所の 2 か所を移転いたしました。
6. 当年度において店舗外現金自動設備のうち、泉南支店スカイシティ泉南店出張所、橋本林間支店オークワ橋本林間店出張所、新宮支店新宮市役所出張所、岩出支店岩出駅前通出張所、橋向支店宮前出張所の 5 か所を廃止いたしました。

ロ. その他

銀行業以外のその他の事業については、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金 額
銀行業	2,717
その他	113
合 計	2,830

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内 容	金 額
銀行業	店舗新設・移転	772
	事務機器	149

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
紀陽ビジネスサービス株式会社	和歌山市中之島 2240番地	事務代行業務 労働者派遣業務	平成15年9月30日	百万円 60	100%	－
阪和信用保証株式会社	和歌山市中之島 2240番地	信用保証業務	昭和54年7月11日	百万円 480	100%	－
紀陽リース・キャピタル株式会社	和歌山市 七番丁24番地	リース業務 ベンチャー キャピタル業務	平成8年1月9日	百万円 150	66.7% (40%)	(注) 1
株式会社紀陽カード	和歌山市本町 四丁目45番地	クレジット カード業務	平成2年9月5日	百万円 60	55% (50%)	(注) 1
株式会社紀陽 カードディーシー	和歌山市本町 四丁目45番地	クレジット カード業務	平成2年9月5日	百万円 90	88.2% (12.7%)	－
紀陽情報システム 株式会社	和歌山市中之島 2240番地	電子計算機関連 業務	昭和60年2月1日	百万円 80	50%	(注) 1

- (注) 1. 銀行法施行規則第14条の12第1号に規定する子法人等であります。
 2. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の()内は間接所有の比率であります。
 3. 当行の連結対象子会社は6社であります。
 当期の連結経常収益は74,275百万円、連結当期純利益は11,270百万円であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金預入・引出しサービスを行っております。
5. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社イーネット、株式会社セブン銀行、株式会社イオン銀行及び株式会社ステーションネットワーク関西との提携により、コンビニエンスストアや商業施設等の店舗内等に設置した共同設置現金自動設備による現金引出しサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職
片 山 博 臣	(代 表 取 締 役)	
泉 清 映	取 締 役 頭 取 締 役 兼 長	
松 岡 靖 之	専 門 支 店 取 締 役 部	
森 川 保 彦	常 務 取 締 役 部	
成 田 幸 夫	常 務 取 締 役 部	
鈴 木 健 次 郎	常 務 取 締 役 部	
鈴 木 教 秀	常 務 取 締 役 部	
島 慶 司	常 務 取 締 役 部	
爲 岡 英 喜	取 締 役 部	
今 村 裕 一	取 締 役 部	
竹 中 義 人	取 締 役 部	
水 野 八 朗	取 締 役 (社 外 取 締 役)	弁護士水野法律事務所代表
樋 口 勝 二	監 査 役 (常 勤)	
北 山 隆 一	監 査 役 (常 勤)	
松 川 雅 典	監 査 役 (社 外 監 査 役)	弁護士法人淀屋橋・山上合同業務執行社員 株式会社浅川組非常勤取締役
増 尾 穰	監 査 役 (社 外 監 査 役)	
大 平 勝 之	監 査 役 (社 外 監 査 役)	

- (注) 1. 取締役水野八朗氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役松川雅典氏は、弁護士の資格を有しており、法務・財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役増尾 穰氏は南海電気鉄道株式会社の経理部長を8年間担当後、同社代表取締役副社長等を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役大平勝之氏は、和歌山県出納長を4年間務め、和歌山県信用保証協会理事長及び関西国際空港株式会社監査役等を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役の担当等の異動
当該事業年度末以降において該当ありません。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	1 2 人	2 5 0 (0)
監 査 役	5 人	4 8
計	1 7 人	2 9 8 (0)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. () 内は報酬以外に支払われた金額です。
3. 「報酬等」には、取締役の使用人としての報酬18百万円を含めておりません。
4. 定款又は株主総会で定められた報酬限度額はつぎのとおりとなっております。
取締役 500百万円 (うち社外取締役 20百万円) (年額)
監査役 100百万円 (年額)
5. 当行は平成16年6月29日開催の第194期定時株主総会の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、第194期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づく当事業年度中の支出は該当ございません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
水 野 八 朗	弁護士水野法律事務所代表
松 川 雅 典	弁護士法人淀屋橋・山上合同業務執行社員 株式会社浅川組非常勤取締役
増 尾 穰	
大 平 勝 之	

- (注) 監査役松川雅典氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同の業務執行社員を兼務しており、弁護士法人淀屋橋・山上合同と当行との間には特別な利害関係はありません。また、株式会社浅川組の取締役を兼務しており、株式会社浅川組と当行は取引関係にあります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
水 野 八 朗	1年6ヶ月	定例取締役会へは12回中12回出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、業務執行の適法性および法務コンプライアンス関係について、発言・提言を行っております。
松 川 雅 典	12年9ヶ月	定例取締役会へは12回中12回、また監査役会へは14回中14回出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、法務コンプライアンス関係について、発言・提言を行っております。
増 尾 穰	11年9ヶ月	定例取締役会へは12回中11回、また監査役会へは14回中13回出席しております。	当行財務および会計関係について、発言・提言を行っております。
大 平 勝 之	8年9ヶ月	定例取締役会へは12回中12回、また監査役会へは14回中14回出席しております。	客観的・中立的な視点で、当行の経営全般について、発言・提言を行っております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
水 野 八 朗	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
松 川 雅 典	
増 尾 穰	
大 平 勝 之	

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬額の合計	4 人	17 (0)	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. () 内は報酬以外に支払われた金額です。

(5) 社外役員の意見

上記 (1)～(4) の記載内容に関し、特に記載すべき社外役員の意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	120,000千株
	発行済株式の総数	73,399千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	20,255名
-------------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,002 千株	2.78 %
紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会	1,772	2.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,616	2.25
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,200	1.66
株式会社 湊組	1,042	1.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	895	1.24
株式会社 島精機製作所	839	1.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	818	1.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	809	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	806	1.12

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行は、自己株式1,539,824株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 新田 東平 指定有限責任社員 奥田 賢 指定有限責任社員 梅津 広	63	非監査業務として次の業務があります。 ・外国口座税務コンプライアンス法対応にかかる助言業務

(注) 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は63百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当行は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合、その他会計監査人として相応しくないと判断した場合において、当該会計監査人の解任または不再任について検討を行い、これを妥当と判断した場合には、「会計監査人の解任または不再任」の議案を株主総会に提出いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行は、紀陽フィナンシャルグループの中核会社として、当行及び当行子会社等のグループ会社が業務の適正を確保するための体制整備のため、次の措置をとっております。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制整備のため、文書管理に関する規程を定め、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

適切なリスク管理体制の整備のために次の措置をとる。

- ・当行が管理すべきリスクを明らかにし、多様なリスクを一元的に管理運営するため、「リスク管理規程」を策定する。
- ・当行全体のリスクを総合的に把握、認識し、適切な対応策を協議するとともに、リスク管理体制が適切かつ有効に機能しているかをチェックするため、リスク管理委員会を設置する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制整備のため、次の措置をとる。

- ・取締役会は、取締役及び使用人の職務の執行が効率的になされるよう、職務分掌及び職務権限規程等の組織規程を定める。
- ・各部門間の有効な連携、相互牽制の確保のため、重要事項について協議する経営会議、各種委員会等の有効な活用を行う。

(4) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全役職員が法令・定款の遵守を徹底するため、次の措置をとる。

- ・「紀陽フィナンシャルグループの誓い」「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」「紀陽フィナンシャルグループ役職員行動規範」に基づき紀陽フィナンシャルグループのコンプライアンスの取り組みについて、全役職員への浸透を図る。
- ・「法令等遵守規程」に基づき、紀陽フィナンシャルグループの法令等遵守に関する重要な事項を協議するため、原則毎月、「法令等遵守委員会」を開催する。
- ・各部門におけるコンプライアンスの取り組みを徹底するため、法令等遵守責任者を配置する。
- ・「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」において「地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。」と定め、反社会的勢力に対しては「反社会的勢力等対応規程」において、組織としての対応方針を明確にする。

- (5) 当行及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当行は、紀陽フィナンシャルグループの中核会社として、当行及びグループ会社が業務の適正を確保するための体制整備のため、次の措置をとる。
- ・紀陽フィナンシャルグループのコンプライアンス並びにリスク管理に関する規程等について、当行及びグループ会社への浸透を図る。
 - ・当行内部監査部門は、グループ会社の業務の適正を確保するとともに、当行とグループ会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、定期的にグループ会社の監査を実施する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役より、その職務を補助するため使用人の配置の要請があった場合には、必要な人員を速やかに配置する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の業務を補助すべき使用人の取締役からの独立性を確保するため、次の措置をとる。
- ・監査役の業務を補助すべき使用人は取締役の指揮命令を受けないものとする。
 - ・監査役の業務を補助すべき使用人の人事異動については監査役の同意を必要とし、人事考課等については監査役の意見を聴取し、これを尊重する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役に報告するための体制整備のため、次の措置をとる。
- ・取締役及び使用人は、監査役に対して、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとする。
 - ・取締役及び使用人は、定期的に、監査役に対して、担当部門の業務執行の状況について報告するものとする。
 - ・取締役及び使用人は、監査役から担当部門の業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制整備のため、次の措置をとる。
- ・監査役は定期的に取り締役頭取と会合をもち、重要課題等についての意見交換及び必要と判断される事項についての要請を行うものとする。
 - ・監査役は、経営会議、その他重要な会議に出席することができるものとする。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

第205期〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収益	資本金運用収益	66,134
	貸付金収入	52,553
	出金収入	39,117
	証券収入	13,028
	利息収入	37
	配当収入	203
	当利収入	166
	利息収入	9,273
	手数料収入	2,804
	業務収入	6,469
	証券収入	1,228
	売却益	2
	売却益	905
	売却益	11
	売却益	309
	売却益	0
	売却益	3,078
	売却益	961
	売却益	691
	売却益	1,425
経常費用	資本金運用費用	50,555
	貸付金運用費用	4,044
	出金運用費用	2,843
	証券運用費用	57
	利息運用費用	0
	配当運用費用	236
	当利運用費用	475
	利息運用費用	276
	配当運用費用	154
	当利運用費用	0
	利息運用費用	4,910
	配当運用費用	564
	当利運用費用	4,345
	利息運用費用	738
	配当運用費用	36
	当利運用費用	701
	利息運用費用	37,872
	配当運用費用	2,989
	当利運用費用	122
	利息運用費用	1,728
	配当運用費用	46
	当利運用費用	37
	利息運用費用	1,055
経常利益	資本金運用利益	15,578
特別利益	固定資産処分益	10
特別損失	固定資産処分損失	225
税引前当期純利益	法人税、住民税及び市県民税等	15,364
法人税、住民税及び市県民税等	法人税、住民税及び市県民税等	189
法人税、住民税及び市県民税等	法人税、住民税及び市県民税等	2,856
法人税、住民税及び市県民税等	法人税、住民税及び市県民税等	3,046
法人税、住民税及び市県民税等	法人税、住民税及び市県民税等	12,317

第205期〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	80,096	259	4,987	5,247
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	80,096	259	4,987	5,247
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			37	37
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	37	37
当期末残高	80,096	259	5,024	5,284

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合 計		
		繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	3,660	60,799	64,460	△ 1,291	148,512
会計方針の変更による累積的影響額		△ 555	△ 555		△ 555
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,660	60,244	63,905	△ 1,291	147,957
当期変動額					
剰余金の配当	435	△ 2,608	△ 2,173		△ 2,173
当期純利益		12,317	12,317		12,317
自己株式の取得				△ 1,005	△ 1,005
自己株式の処分				181	219
土地再評価差額金の取崩		63	63		63
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	435	9,773	10,208	△ 823	9,422
当期末残高	4,096	70,017	74,113	△ 2,115	157,379

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	21,162	△ 70	324	21,416	169,929
会計方針の変更による累積的影響額					△ 555
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,162	△ 70	324	21,416	169,373
当期変動額					
剰余金の配当					△ 2,173
当期純利益					12,317
自己株式の取得					△ 1,005
自己株式の処分					219
土地再評価差額金の取崩					63
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19,315	△ 339	△ 50	18,924	18,924
当期変動額合計	19,315	△ 339	△ 50	18,924	28,347
当期末残高	40,477	△ 410	273	40,341	197,721

第205期末（平成27年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	253,855	預 金	3,726,920
コールローン及び買入手形	5,000	譲 渡 性 預 金	98,307
買 入 金 銭 債 権	799	債券貸借取引受入担保金	116,614
商 品 有 価 証 券	514	借 用 金	39,337
有 価 証 券	1,282,793	外 国 為 替	97
貸 出 金	2,660,393	社 債	20,000
外 国 為 替	3,215	そ の 他 負 債	37,279
そ の 他 資 産	21,983	退職給付に係る負債	27
有 形 固 定 資 産	36,035	役員退職慰労引当金	32
建 物	11,408	睡眠預金払戻損失引当金	890
土 地	19,306	偶 発 損 失 引 当 金	533
リ ー ス 資 産	48	繰 延 税 金 負 債	10,981
建 設 仮 勘 定	445	支 払 承 諾	11,538
その他の有形固定資産	4,825	負 債 の 部 合 計	4,062,560
無 形 固 定 資 産	6,923	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	4,669	資 本 金	80,096
の れ ん	1,399	資 本 剰 余 金	6,941
リ ー ス 資 産	6	利 益 剰 余 金	77,751
その他の無形固定資産	848	自 己 株 式	△ 2,115
退職給付に係る資産	19,130	株 主 資 本 合 計	162,674
繰 延 税 金 資 産	1,026	その他有価証券評価差額金	40,691
支 払 承 諾 見 返	11,538	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 410
貸 倒 引 当 金	△ 25,378	退職給付に係る調整累計額	9,270
資 産 の 部 合 計	4,277,830	その他の包括利益累計額合計	49,550
		少 数 株 主 持 分	3,044
		純 資 産 の 部 合 計	215,269
		負債及び純資産の部合計	4,277,830

第205期〔平成26年4月1日から平成27年3月31日まで〕連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	74,275
資金運用収益	52,583
貸出金利息	39,137
有価証券利息配当金	13,037
コールローン利息及び買入手形利息	37
預け金利息	204
その他の受入利息	166
役務取引等収益	11,579
その他の業務収益	6,369
その他の経常収益	3,743
償却債権取立益	1,704
その他の経常収益	2,038
経常費用	59,020
資金調達費用	4,043
預金利息	2,843
譲渡性預金利息	55
コールマネー利息及び売渡手形利息	0
債券貸借取引支払利息	236
借入金利息	475
社債利息	276
その他の支払利息	156
役務取引等費用	4,175
その他の業務費用	4,917
営の業経常費用	41,462
その他の経常費用	4,421
貸倒引当金繰入額	234
その他の経常費用	4,186
経常利益	15,255
特別利益	10
固定資産処分益	10
特別損失	216
固定資産処分損失	125
減損	90
税金等調整前当期純利益	15,049
法人税、住民税及び事業税	405
法人税等調整額	3,223
法人税等合計	3,629
少数株主損益調整前当期純利益	11,419
少数株主利益	148
当期純利益	11,270

第205期〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	80,096	6,903	69,209	△ 1,291	154,917
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 555		△ 555
会計方針の変更を反映 した当期首残高	80,096	6,903	68,653	△ 1,291	154,362
当期変動額					
剰余金の配当			△ 2,173		△ 2,173
当期純利益			11,270		11,270
自己株式の取得				△ 1,005	△ 1,005
自己株式の処分		37		181	219
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	37	9,097	△ 823	8,311
当期末残高	80,096	6,941	77,751	△ 2,115	162,674

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	21,283	△ 70	3,958	25,171	2,816	182,905
会計方針の変更による 累積的影響額						△ 555
会計方針の変更を反映 した当期首残高	21,283	△ 70	3,958	25,171	2,816	182,349
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,173
当期純利益						11,270
自己株式の取得						△ 1,005
自己株式の処分						219
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	19,407	△ 339	5,312	24,379	227	24,607
当期変動額合計	19,407	△ 339	5,312	24,379	227	32,919
当期末残高	40,691	△ 410	9,270	49,550	3,044	215,269

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社紀陽銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 田	東 平 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥 田	賢 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅 津	広 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社紀陽銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第205期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社紀陽銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 田	東 平 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥 田	賢 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅 津	広 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社紀陽銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社紀陽銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第205期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

株式会社 紀陽銀行 監査役会

常勤監査役	樋 口 勝 二 ㊞
常勤監査役	北 山 隆 一 ㊞
監査役	松 川 雅 典 ㊞
監査役	増 尾 穰 ㊞
監査役	大 平 勝 之 ㊞

(注) 監査役松川雅典、監査役増尾穰及び監査役大平勝之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、銀行としての公共性に鑑み、経営の健全性確保の観点から適正な内部留保の充実に留意しつつ、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、第205期の業績および将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、剰余金の処分については、次のとおりとさせていただきます。存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

前期末に比し1株につき5円増配とし、当行普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。

なお、配当総額は2,515,104,340円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役12名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 行 の 株 式 数
1	かた やま ひろ おみ 片 山 博 臣 (昭和22年1月4日生)	昭和47年2月 当行入行、名古屋支店長・人事部副部長等を歴任 平成5年10月 営業推進部長 平成7年6月 堺支店長 平成9年4月 総合企画部長 平成9年6月 取締役総合企画部長 平成9年8月 取締役総合企画部長兼頭取室長 平成10年12月 取締役総合企画部長 平成11年4月 取締役総務部長 平成11年10月 取締役統括母店長兼東和歌山支店長 平成13年5月 常務取締役統括母店長兼東和歌山支店長 平成13年6月 常務取締役 平成14年4月 代表取締役頭取（現任） 平成18年2月 株式会社紀陽ホールディングス代表取締役社長 平成25年10月 株式会社紀陽ホールディングス代表取締役社長 退任	39,014株
2	まつ おか やす ゆき 松 岡 靖 之 (昭和30年10月18日生)	昭和53年4月 当行入行、本店営業部次長・白浜支店長等を歴任 平成14年6月 経営企画部秘書室長 平成14年10月 改革プロジェクト推進室長兼秘書室長 平成15年4月 経営企画本部副本部長 平成16年4月 経営企画本部部長 平成17年6月 取締役営業推進本部長 平成21年6月 常務取締役本店営業部長 平成24年6月 常務取締役 平成25年6月 専務取締役（現任）	17,603株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 行 の 株 式 数
3	なり た ゆき お 成 田 幸 夫 (昭和30年6月6日生)	昭和53年 4 月 当行入行、総合企画部課長・東京事務所 長・経営企画部長等を歴任 平成15年 4 月 東京本部副本部長 平成16年 4 月 東京本部部長 平成17年 6 月 執行役員東京本部長兼東京支店長 平成18年10月 執行役員東京本部長兼市場営業部長兼東 京支店長 平成19年 4 月 執行役員東京本部長兼市場営業部長 平成20年 6 月 取締役東京本部長兼市場営業部長 平成21年 6 月 株式会社紀陽ホールディングス取締役 平成21年 6 月 当行取締役経営企画本部長 平成22年 6 月 株式会社紀陽ホールディングス常務取締 役 平成22年 6 月 当行常務取締役経営企画本部長 平成24年 6 月 当行常務取締役本店営業部長 平成25年10月 株式会社紀陽ホールディングス常務取締 役 退任 平成26年10月 当行常務取締役大阪本部長（現任）	16,000株
4	しま けい じ 島 慶 司 (昭和33年5月19日生)	昭和56年 4 月 当行入行、業務企画部副部長・公務営業 部副部長・経営企画部副部長等を歴任 平成15年 4 月 堀止支店長 平成17年 4 月 営業推進本部部長 平成18年10月 営業推進本部ピクシス営業部長兼リテ ール営業部長 平成19年 1 月 海南駅前支店連合店統括支店長 平成20年10月 融資部長 平成21年 6 月 執行役員融資部長 平成22年 6 月 取締役大阪北事業部長兼大阪南事業部長 平成24年 6 月 取締役東京本部長兼東京支店長 平成25年 6 月 常務取締役営業推進本部長兼大阪本部長 平成26年 6 月 常務取締役大阪本部長兼営業推進本部長 平成26年10月 常務取締役営業推進本部長兼和歌山事業 部長（現任）	9,400株
5	ため おか ひで き 爲 岡 英 喜 (昭和34年3月6日生)	昭和57年 4 月 当行入行 平成13年 4 月 経営企画部副部長 平成18年10月 経営企画本部経営企画部長 平成19年 8 月 東和歌山支店連合店統括支店長 平成21年10月 営業推進本部営業統括部長兼リテ ール営 業部長 平成22年 6 月 執行役員営業推進本部営業統括部長 平成24年 6 月 取締役大阪事業部長（現任）	9,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所 有 す る 当行の株式数
6	いま むら ゆう いち 今 村 裕 一 (昭和31年9月28日生)	昭和54年4月 当行入行、熊取支店長・泉北支店長等を 歴任 平成18年4月 岸和田支店連合店統括支店長 平成20年4月 大阪支店長 平成22年10月 執行役員和歌山北事業部長兼和歌山南事 業部長 平成24年6月 取締役堺支店長 平成26年10月 取締役本店営業部長（現任）	8,511株
7	たけ なか よし と 竹 中 義 人 (昭和34年7月13日生)	昭和58年4月 当行入行、泉北支店長・営業推進部部长 代理等歴任 平成17年10月 経営企画部副部长 平成18年4月 総合管理本部副部长 平成18年10月 人事部副部长 平成19年10月 人事部長 平成23年6月 執行役員人事部長 平成25年6月 取締役（現任）	8,200株
8 ※	ひ の かず ひこ 日 野 和 彦 (昭和35年7月1日生)	昭和59年4月 当行入行、和歌山市駅前支店長・本店営 業部次長等歴任 平成17年4月 経営企画部副部长 平成19年1月 営業推進本部営業統括部長兼リテール営 業部長 平成20年4月 営業推進本部リテール営業部長 平成21年10月 岸和田支店連合店統括支店長 平成24年6月 執行役員岸和田支店連合店統括支店長 平成24年10月 執行役員大阪支店長（現任）	6,300株
9 ※	あき ら やす ひこ 明 樂 泰 彦 (昭和36年7月25日生)	昭和59年4月 当行入行、平野支店長・本店営業部次長 等歴任 平成17年4月 本店営業部副部长 平成18年4月 営業推進本部副部长 平成18年10月 営業推進本部営業統括部副部长 平成19年1月 堀止支店長 平成21年10月 田辺支店長 平成24年6月 執行役員田辺支店長 平成24年10月 執行役員融資部長（現任）	4,000株
10	みず の はち ろう 水 野 八 朗 (昭和17年9月27日生)	昭和47年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 昭和49年4月 和歌山弁護士会に登録換 昭和62年4月 和歌山弁護士会会長、日本弁護士連合会 理事 平成15年4月 近畿弁護士会連合会理事長 平成19年6月 株式会社紀陽ホールディングス取締役 平成25年10月 株式会社紀陽ホールディングス取締役 退任 平成25年10月 当行取締役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士水野法律事務所代表	3,000株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
3. 水野八朗氏は、社外取締役候補者であります。
同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として豊富な経験と見識を有しており、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進について指導いただくため、社外取締役候補者とするものであります。また、同氏は、東京証券取引所
有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員の要件を満たしており、
同氏の再任が承認された場合、独立役員となる予定であります。
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年9ヶ月となります。
4. 水野八朗氏と当行との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当行は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定義された最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役増尾 穰氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 行 の 株 式 数
やま の ゆたか 山 野 裕 (昭和16年10月5日生)	昭和39年4月 南海電気鉄道株式会社入社 平成6年6月 同社経理部長 平成7年6月 同社取締役経理部長 平成9年6月 同社常務取締役経理部長 平成11年6月 同社常務取締役経理本部長 平成13年6月 同社代表取締役専務経理本部長 平成17年6月 同社顧問、南海マネジメントサービス株式会社代表取締役会長 平成19年6月 南海電気鉄道株式会社顧問 退任 平成21年6月 南海マネジメントサービス株式会社代表取締役会長 退任	3,000株

- (注) 1. 新任の監査役候補者であります。
2. 上記監査役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
3. 山野 裕氏は、社外監査役候補者であります。
- 同氏は、南海電気鉄道株式会社の経理部長等を7年間担当後、同社代表取締役専務等を歴任しており、経営者の経験と幅広い財務および会計に関する見識から、客観的・中立的な監査をいただくものです。
4. 当行は、定款第38条において社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結することができる旨を定めております。これにより、山野 裕氏の監査役選任が承認された場合、当行は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定義された最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される監査役増尾 穰氏に対しまして、就任日から平成16年6月29日までの在任期間中の労に報いるため、当行の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、当行は平成16年5月開催の取締役会の決議および監査役会の協議において、平成16年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって退職慰労金制度を廃止しておりますので、本議案は廃止時までの在任期間（平成15年6月から平成16年6月までの1年間）における労に対し、退職慰労金を贈呈するものであります。

退職慰労金贈呈の退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名			略 歴
ます 増	お 尾	みのる 穰	平成15年6月 当行監査役 現在に至る

第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

当行の取締役の報酬額は、平成25年6月27日開催の定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。）とする旨ご承認をいただいておりますが、取締役の業績及び企業価値向上への貢献意欲、並びに株主重視の経営意識を従来以上に高めるため、当該報酬等の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く。）に対して、年額500百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストック・オプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた取締役にに対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の当行取締役は12名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は10名（うち社外取締役1名）となります。

記

当行の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当行が普通株式につき、株式分割（当行普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当行は、当行の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は500個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当行の取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当行は、本定時株主総会終結の時以降、当行の執行役員に対しても上記と同内容の新株予約権を取締役会決議により発行する予定であります。

以 上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までには取り扱いを休止します。）

※ 「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc. の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使はiモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月25日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 議決権行使書用紙とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。また、スマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他スマートフォンまたは携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

<機関投資家の皆さまへ>

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話0120-173-027（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内略図

■ 場 所：和歌山市七番丁26-1

ダイワロイネットホテル和歌山 4階「グラン」



■ 交通機関：ＪＲ和歌山駅・南海本線和歌山市駅より和歌山バスにて「公園前バス停留所」下車徒歩１分

ご来場の際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。お車でお越しの場合、会場駐車場（和歌山ロイヤルパーキング）が満車の場合は、「市営中央駐車場」をご利用いただきたくお願い申し上げます。ダイワロイネットホテル和歌山 4階「グラン」にて株主総会「受付時」にお車でお越しの旨をお申し出ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。